

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
都道府県知事 殿 (市長)		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	㎡
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日	年 月 日	
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管変更届出書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>都道府県知事 殿 (市長)</p>		
<p>届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び 図面を添えて届け出ます。</p>		
<p>変 更 の 内 容</p>	<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>
<p>変 更 の 理 由</p>		
<p>変 更 予 定 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>	

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

<p>特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 の規定により、関係書類 第12条の2第4項 及び図面を添えて届け出ます。</p>		
保 管 の 場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日	
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
都道府県知事 殿 (市長)		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び 図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6において準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。

保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)